

2024年度（令和6年度）

第1回 福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会 議事概要

1. 日時等

日時：2024年（令和6年）9月27日（金）14:00～15:30

場所：福山市役所本庁舎3階 中会議室

2. 出席者

西村和之 会長、清水聡行 副会長、上野彰大 委員、江口正章 委員、岡部真智子 委員、佐々木伸子 委員、オブザーバー2名（福山市環境事業協同組合、福山市清掃事業協同組合）、事務局13名

3. 欠席者

寺澤恵美 委員、村田和賀代 委員

4. 議事

- (1) し尿処理行政の概要について
- (2) 合理化事業計画の策定について

5. 議事要旨

○委員定数の半数以上が出席していることを確認。

（福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例第5条第2項）

○会議は、公開で行われた。

○資料1「福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委員名簿」を確認。

○委員の互選により、会長に西村委員，副会長に清水委員が選任。

（福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例第4条第1項）

○一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定について諮問。

（福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例第2条第1項）

○資料2「福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会スケジュール」と、
資料3「し尿処理行政の概要について」の説明を行い、質疑応答。

○資料4「合理化事業計画の策定について」の説明を行い、質疑応答。

(意見の概要)

し尿処理行政の概要について

- 収集業者の収集対象物は、し尿と浄化槽汚泥どちらも対象となるのか。
⇒資料3の12業者は、それぞれし尿と浄化槽汚泥を収集する業者である。
12業者以外に、浄化槽汚泥のみの収集を行う2業者がある。

合理化事業計画の策定について

- 諮問として、減車措置、手数料の改正、それから委託化について、次回以降審議していくということであるが、「合理化事業計画の策定」がまず土台にあるという認識でよろしいか。
⇒法に基づく合理化事業計画の策定ではなく、それに準じた中身で、福山市独自の合理化事業計画を策定していきたい。その計画の中身として、減車措置、手数料、委託化がある。

- 2000年頃に合理化事業計画を作成しようとしたところで折り合いがつかなかった経緯があり、今一度作成しながら、3つの要点について審議していこうということか。
⇒そのとおり。当初、80年代の後半から、90年代の後半にかけて、おそらく県知事の承認を得ることを1つの目標として、事業計画の策定をしていた。結果的に、県知事の承認を得られなかった理由に、全国的な状況下もあったと聞いているが、時代も変わりつつあり、日々、し尿を取り巻く状況がかなり変化しているので、ここで改めて今の状況認識を共有する中で、今後の事業計画も、福山市独自の事業計画として策定していきたい。

- 認識の整理であるが、事業計画の策定を県に申請した段階では、事業者とも一応合意はできていたのか。
⇒一部である。

- 一部か。広島県から差し戻しになったが、それに準拠したものを進めようとし、さらに立てようとした段階では事業者との折り合いがつかなかったということによろしいか。法律上は、県知事の承認を受けることができるがあるが、承認を受けなければならないとは書いてない。今回改めて福山市の立場としては、一応承認を受ける前提で計画を立てようとするのか、それとも受けないのか、どちらを目指していくのか。
⇒この度は、県知事の承認を受けず、福山市独自で計画を立ててまいりたい。

- 承知した。福山市と事業者との間の合意ができるような形で、計画を作っていきたいということ。そこに向けての審議をするというのが、この委員会の立場であると、委員の方はご理解していただきたい。
その他、オブザーバーの方々から何かご意見はあるか。

(オブザーバーからの意見：内容は4ページに記載)

○認識の部分に関しては、我々が理解できないところもあるので、ご指摘ありがたい。難しいのは、し尿処理は市民生活に不可欠なもので、市がすべての責任を持つという形で法整備がされている。市としては、安定的な住民の生活を守るために、システムそのものを維持しないといけないのと同時に、人口減少を含めて、財政的にずっと無尽蔵にあるわけではないので、適切な運営が必要である。逆に言うと、税金をいただいている全市民に対する説明もできなくなるので、その辺りのバランスを取っていくのが、審議会の仕事になると思う。

⇒オブザーバーのご意見の中に、先程の3点セットがどう繋がっていくのかというところをわかりやすく論点整理をして、改めて提示する。合理化事業計画ということで、いわゆる合理化ですよという部分とあわせて、オブザーバーから出た安定化という考え。何が安定化に繋がり、何が合理化に繋がるのかを、整理して、わかりやすく説明できる資料を事務局が作成する。

○福山市として、廃棄物処理の方針を定める時に都市計画的な視点つまり、立地適正化計画を進めて、整備していこうと他の審議会でもやっている。それとの整合性はどうなるのか。ここだけで決めてもよいことなのか。費用の問題もあり、これから人口集中抑制していく地域等をすでに福山市は設定していると思うが、そこに重点的に手厚い支援をしていくのかどうかは、他との整合性もあるのではないかと思う次第である。つまり、市全体の整備方針と、し尿処理をどこかでくっつけていくことは考えているのか。

⇒立地適正化計画、居住誘導区域があり、拠点へ誘導しようとする都市計画の動きもある一方で、都市計画区域というものが位置づいており、それ以外の都市計画区域外というところもある。いわゆる立地適正化計画というのは、都市計画区域の中をどのようにしていくかというものである。調整区域から市街化へということもある。例えば、市街化区域の汚水処理は下水道で整備する計画を上下水道局で立てられている。下水道は公共下水道上で、市街化区域を基本的にやっていくという話である。農業集落排水は駅家町服部地域であり、市外化調整区域になっている。漁業集落排水は、内海、走島であり、都市計画区域外になっている。浄化槽、みなし浄化槽、くみ取りというのは公共下水道の市街化区域をメインとし、農業集落排水、漁業集落排水があるが、それ以外のところは浄化槽を基本的にやりましょう、くみ取りをやりましょうというところもあるため、立地適正化計画、居住誘導区域で市街地に誘導されると浄化槽、くみ取りは無くなっていくかもしれない。公共下水への接続義務が発生するため、今後はそちらの方へ変わってくるかもしれない。その議論と、今回の安定化という視点とは少し切り離さなければならないと思っている。

○なぜ下水道が普及しないのかと思われる市民も多いかと思う。しかし、下水道は市街化区域以外、基本的に許可はおりない。今の段階では人口減少の関係もあり、下水道地域の普及はありえない。

その場合に浄化槽しかないことは国の方針としても出ている。つまり、変わるとすればし尿くみ取りから浄化槽であり、業者は浄化槽を収集していれば、し尿も収集しているので、業務としての転換が若干あるかと思う。その場合による量の減少という意味では、減車措置というところに結びつくかもしれない。そういう考え方で整理していただければ、都市計画のあり方とし尿収集、汚水処理がどう結びつくかというの、整理に結びつくと思う。

以上

(オブザーバー)

◎合特法の趣旨は、業務の安定保持と廃棄物の適正処理が目的である。その業務の安定補償として代替業務を提供するよう、1990年頃から要望書を提出していた。そして、2000年にストライキに至り、初めて市と合理化事業計画を立てる話となったが、内容について合意できず、話し合いはストップした。

業務の安定保持の願いを市長に要望書として提出した。内容は、業務の安定的な継続。その1つに委託化という手法もあることを提案している。もう1つは、適正な料金体系にしてほしいという要望である。適正料金かもう1度再検証してほしいという要望。

この2つの「安定保持」と「適正な料金」ということで、この審議会に至った。業者としても安定的な業務の継続ができれば、市民サービスをとだえさせることなくできるので、どのような形であっても計画がきちっと整備されるのは非常にありがたいと受けとめている。

(オブザーバー)

◎合特法の目的は、本来市町村がやるべきし尿収集業という収集運搬を許可業者の我々が行っており、人口が減っていく或いは下水道が普及することで業務量が減ったとしても、最後の1件まできちんと業者がやらないといけない。そのための支援を市としてどうするのかということである。今回、合理化事業計画の中、3点セットということで、各業者が委託と許可と減車措置を選んでいくのか。この3つが究極の目的である収集業務の安定化にどのように結びついていくのか。

減車措置は本来、公共の目的である下水道普及により仕事が減っていき影響が及ぶ許可業者に損失補填して、転廃業を円滑化させる目的がある。その話と委託化と手数料の話が、どう関係していくのか。

手数料は、許可業者が自前で収入を得て、自分の企業努力で事業を継続する方向性である。

それに対して委託化は、市から経営を安定的にできる料金をもらうことにより、しっかり事業を継続する方向性である。両方を追い求めるのは、業者が判断するのか、市が判断するのか。その辺りも含めて、もう少し整理をしてほしい。